# 大規模災害時の栗東市議会議員の行動マニュアル

平成26年5月23日 全員協議会決定

- 1 大規模災害が発生したとき
- (1)議員は、大規模災害の発生をテレビやラジオ等で覚知したときは、栗東市議会 災害対応連絡会議(以下「災害連絡会議」という。)の指示があるまでは、個人 の判断に基づき行動する。
- (2) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
- (3) 議員は、自身の安否を議会事務局へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。
- (4) 議会事務局は、議員の安否を議長に連絡する。

#### 大規模災害時の行動判断基準

- ・全議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合
  - ①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき
  - ②大雨、洪水、暴風等により、土砂災害等が発生し、又は災害対策本 部が設置されたとき
- 2【初動期】(災害発生から概ね24時間が経過するまで)
  - ●議員の対応
    - (1) 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、 常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。
      - 優先順位は次のとおりとする。
      - ①電話回線が使用可能であれば、電話により連絡する。
      - ②電話が繋がりにくく使用不可能であれば、メール等により連絡する。

安否連絡方法…議員個人から次の手段により議会事務局あて連絡をする。

- 1 電 話 077-551-0137 (議会事務局)
- 2 FAX 077-551-0146 (議会事務局)
- 3 Eメール gikai@city.ritto.lg.jp (議会事務局)
- 4 防災用携帯電話(事務局用) △△△-○○○-××××
- (2) 議員は、自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力する。

## 3【初動期経過後】

#### ●議員の対応

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- (2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に 応じ、議長(災害連絡会議)に情報を提供するとともに、地域の一員として避 難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- 4 議会事務局が議員から聞き取りする項目
  - (1) 安否の確認と現在の状況確認
  - (2) 現在の居場所
  - (3) 自宅の固定電話、FAXの使用可・使用不可
  - (4) 携帯電話の使用可・使用不可
  - (5) 自宅以外で書類等を受け取る場合のFAX番号
- 5 議員への情報伝達方法
  - ・災害連絡会議から議員への情報伝達の優先順位は次のとおりとする。
  - (1)携帯メールにより伝達する。
  - (2) FAXにより伝達する。
  - (3) 電話により伝達する。
- 6 参集又は活動時の留意事項
  - (1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ及び筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯する。

(2) 交通手段

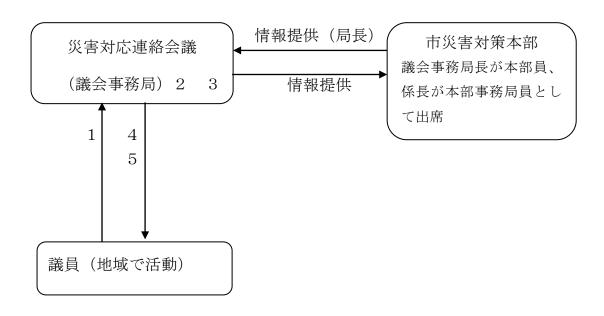
災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断により、自動車が使用できないことも想定されることから、その場合は徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助を最優先に適切な 措置をとる。

- 7 栗東市防災・防犯情報システム(メール配信サービス)への登録
  - ・議員は、情報収集の手段として、栗東市防災・防犯情報システムへの登録を必ず行うものとする。
- 8 このマニュアルは、平成26年5月23日から施行する。

# 災害対応連絡会議の設置(イメージ図)



- 1 安否情報を事務局へ連絡
- 2 議長へ安否情報を報告
- 3 必要に応じ、議長へ被災状況や被災者の要望等の情報を提供
- 4 議員への災害情報の提供
- 5 議長から指示があれば登庁(災害対応連絡会議設置)

### ※災害対応連絡会議メンバー

議長、副議長、職務代理者、各会派代表者(必要に応じ、その他議員) 議会事務局職員